

第三節 軍政府

一 軍政府設立の経過

一九四六（昭和二十二）年三月十三日午後二時、合衆国軍政官ポール・エフ・ライリー海軍少佐は、副官クラーク中尉以下十九名を随えて上陸した。

翌三月十四日は早朝から登庁、支庁長室を開放して「臨時北部南西諸島米国海軍々政本部」の開庁を宣言、特別布告、命令を公布した。こうして奄美群島における米国軍政の幕があいた。支庁の門柱に臨時北部南西諸島米国軍政本部を標示する横文字の看板が立ち、構内の国旗掲揚台に星条旗が翻った。

米国海軍軍政府特別布告第二号

南西諸島及び其ノ近海ノ居住民ニ告グ

米国太平洋艦隊司令官ニ依リ発セラレタル命令ニ従

イ、本官米國海軍少將ジョン、デイル、プライス、ハ沖繩軍略基地ノ司令官タルノ特權ヲ以テ軍政府長官ノ任務ヲ執行ス、而シテ夫ニヨリ軍政府ニ關スル總テノ問題ニ對シ、本官ハ米軍太平洋艦隊司令長官代理官トナル、米國海兵隊大佐チャールズ、アイラ、ムレ、ハ茲ニ軍政副官トシテ指名セラレタリ、軍政府ニ依ツテ先ニ發セラレタル布告、命令、法令等ノ總テノ条項ハ其全効力ヲ繼續スルモノトス。

此布告ハ一九四六年九月二十五日ヨリ有効トス。

米國海軍沖繩基地司令官兼軍政府長官、米國海軍少將ジョン、デイル、プライス。

米國海軍軍政府布告第一・A号

南西諸島及其ノ近海居住民ニ告グ

日本帝國ニ對シ戰爭遂行上、米國軍ハ南西諸島及ビ其ノ近海ヲ占領スル必要ヲ生ゼリ、且ツ治安維持及ビ米國占領軍並ニ島民兩方ノ安寧福祉確保上南西諸島及ビ其ノ近海ニ軍政府ノ設立ヲ必要トス、故ニ本官ハ南西諸島及ビ其ノ近海ノ軍政長官、米國海軍少將、ジョン・デイル・プライス、ハ茲ニ左ノ如ク布告スル事トナレリ

第一条 北緯三十度ノ南ニアル南西諸島及ビ其ノ近海

ニ對シ戰時必要以上ノ干渉ヲ加ヘザルコトトス。

第七条 爾今、布告、規則並ニ命令ハ本官又ハ本官ヲ代理スル官憲ニ依リ逐次發表サレ、之ニ依リ居住民ニ對スル我要求又ハ禁止事項ヲ明記シ、各警察署並ニ部落ニ揭示サル可シ。

第八条 此ノ布告ハ以前ニ發表セラレタル事ヲ有スル故ニ沖繩島ヲ除イテ本布告ハ北緯三十度ノ南ニアル總テノ南西諸島ニ適用ス。

第九条 本官又ハ本官ヲ代理スル官庁ニ依リ發布サレタル本布告、他ノ布告並ニ命令又ハ法規等ニ於テ、英文ト其ノ他ノ訳文ノ間ニ矛盾又ハ不明ノ点生シタル場合ハ英文ヲ以テ本体トス。

一九四五年（昭和二十年）十一月二十六日

南西諸島軍政長官、

米國海軍少將、ジョン・デイル・プライス

公 文 南西諸島軍政副長官、

米國海兵隊大佐シ・アイ・ムレ

米國海軍軍政府北部南西諸島命令第一号

北部南西諸島ノ居住民ニ告グ

南西諸島ノ米國海軍軍政府ハ北緯三十度以南ニアル南

並ニ其ノ居住民ニ關スル總テノ政治及管轄權並ニ最高行政責任ハ米國海軍軍政府ノ權能ニ歸屬シ、軍政長官トシテ本官ノ監督下ノ部下指揮官ニ依リ行使サル。

第二条 日本帝國政府ノ總テノ行政權ノ行使ヲ停止セリ。

第三条 全住民ハ本官又ハ部下指揮官ノ公布スル總テノ命令ヲ敏速ニ遵守シ、米國軍ニ對シ敵對行為ヲ為サズ、且ツ不穩行為又ハ其ノ程度如何ヲ問ハズ治安ニ妨害ヲ及ボス行動ニ出ツ可カラズ、如可ナル者トイエドモ本条ニ違反シタル者ハ特定軍事法廷ニ於テ定罪ノ上其ノ判決ニ從ヒ死刑又ハ罰金、禁錮、其ノ兩刑又ハ其ノ刑罰ニ処セラル可シ。

第四条 本官ノ職權行使上其必要ヲ生ゼザル限り居住民ノ風習、宗教、信仰並ニ財産權ヲ尊重シ、現行法規ノ施行ヲ持續ス。

第五条 本官又ハ本官ノ使命ニ依リ解除サレタル者ヲ除ク總テノ官庁支庁及ビ町村又他ノ公共事業關係者並ニ雇庸人ハ本官又ハ特定サレタル米國軍士官ノ命令ノ下ニ其ノ職務ニ從事ス可シ。

第六条 占領軍ノ命令ニ服從シ平穩ヲ保ツ限り居住民

西諸島ノ全島嶼ノ行政統轄ニ當レリ、而シテ北部南西諸島ノ行政ハ沖繩及其ノ南部ニアル島嶼ト分離シテ設立スルコトヲ適當ト認ム、故ニ茲ニ左ノ如ク命令ス

一、米國海軍少佐ポール・エフ・ライリヲ北部南西諸島軍政府官ニ任命シ、此ノ職權ヲ以テ同小佐ハ北部南西諸島ニ於ケル軍政ニ關スル總テノ問題ニ對シ本官ノ代理官トス、北部南西諸島トハ島嶼並ビニ口之島ヲ含ムトカラ群島、奄美群島ノ全島嶼ヲ指スモノナリ。

南西諸島軍政副長官

米國軍海兵隊大佐 シ・アイ・ムレ

米國海軍軍政府、北部南西諸島命令第二号

北部南西諸島ノ居住民ニ告グ

北緯三十度以南ニアル南西諸島ハ大日本帝國政府ヨリ分離シテ行政ヲ行ハレツツアリ、故ニ茲ニ左ノ如ク命令ス

一、大島郡ニ於テ従前大日本帝國政府又ハ鹿児島県庁ニ依リ施行セラレタル全政治權能及ビ活動ハ今後南西諸島米國海軍軍政ノ統轄監督ニ依リ大島支庁長ノ行政權内ニ置ク。

二、本命令及ビ布告第一ノA号ニ規定セル以外ニ大島

郡ニ於テ大日本帝国政府又ハ鹿児島県庁ニ納付サルベキ
全金額及債務ハ大島支庁ニ納付スベシ

南西諸島軍政副長官
米国海兵隊大佐シ・アイ・ムレ

二 米軍政府の機構

奄美群島を統轄した軍政官は、沖縄の軍政本部より任命された。派遣されたのは佐官級で、はじめは海軍少佐であったが、後に軍政が陸軍に移譲されると中佐・大佐級が赴任するようになった。その下にこれを補佐する尉官級の副官がいて、将校は若干名で、以下大体二十歳代の下士官級がそれぞれの分野の係官として勤務していた。このほか二世の通訳や尉官級の法務官・軍属等がいた。

一番怖れられていたのは、C・I・Cと称する情報官で警察や民間人と協力して、密輸や思想・政治運動・集会・報道関係等の情報を主として集め、特に政治・思想問題の取り締まり機関として活躍した。このため島ではスパイ活動がさかんで、善良な官公吏や一般民があらぬ

ことを密告されて、軍政府の嫌疑をうけ、迷惑をこうむる事件がしばしば起きた。C・I・Cの活動はそれのみならず、軍政府部内の軍人・軍属の行動にも目を光らせ、悪辣な者に対しては、素行を調査の上、本部へ情報を送り、沖縄に召喚させた。

このほか、都民の生活を左右する食糧・復興資材をあずかる補給官や文教関係にたずさわる教育官等がいたが、いずれも尉官級の将校であった。

来島した米国軍人の中には、いろいろのタイプの軍人がいた。酔った勢いで深夜に、公用だと称して中江知事を軍政府宿舎に呼び出し、四ツ這いにはわせて興にふけた酒乱のシールス軍政官。英語会話の普及や教育施設のために私財を投じたり、病母と幼い妹をかかえアルバイトをしながら無事に小学校を卒業した児童、南直美子さんをたたえて晴衣を与え、激励してやったブリッジ教育官。愛人との恋におぼれて公私を混同してしまつた補給官ジャコブソン。島の娘と愛のロマンスで結ばれた軍属シーハン、日本語をじょうずに使いこなしたミルス法務官、それに巨漢レイトン氏等々。分離期間中のアメリカ軍人の行状記は、われわれの記憶だけでも枚挙に

いとまがない。

歴代軍政官氏名

代	階級	氏名	着任年月
1	海軍少佐	ポール・F・ライリー	一九四六・三
2	海軍少佐	ジョン・A・ポーター	一九四六・四
3	陸軍中佐	ロス・H・セントクレア	一九四六・六
4	陸軍少佐	カール・B・ローターバーク	一九四六・一一
5	陸軍少佐	フレッド・M・ラプリー	一九四六・一一
6	陸軍中佐	ヘンリー・B・ジョセフ	一九四七・五
7	陸軍大佐	ヒュー・D・アデア	一九四八・八
8	陸軍大佐	レイモンド・C・パーロー	一九四九・一〇
9	陸軍少佐	ロックウェル・A・デヴィス	一九五〇・七
10	陸軍中佐	ラバット・M・シールス	一九五〇・七
11	陸軍大佐	レイモンド・C・パーロー	一九五〇・八
12	陸軍大佐	ウィルソン・ポータージュニア	一九五一・一一
13	陸軍大佐	ホワード・H・デヴィス	一九五二・

三 臨時北部南西諸島政庁の誕生

三月に軍政が施行されて以来半年、支庁では種々の機構改革を行ってきたが、十月三日「大島支庁」の名称を変更して「臨時北部南西諸島政庁」と呼称することとなり、同時に支庁長は知事、次長を副知事と称すこととなった。ここに久しく郡民が呼びなれていた「大島支庁」の名称は廃され、鹿児島県の出先機関ではなくなり、また

奄美全島における政治機能および活動は知事の行政権内におかれた。

このように、行政上ではあたかも一国の形体を整えたのであったが、自治権は与えられず、知事は監督機関である軍政府の政策命令に従い、政庁は軍政命令によってその政策を代行する機関にすぎなかった。

知事は、軍政府がこれを任命する。知事は、軍政府の政策命令に従い、管下の諸官署を督励して適当にこれを実施遂行する様直接その責任を負うものである。

知事は、軍政府長官の認可を得て、官吏・部長・委員等を任命する機能を有する。

奄美に対する行政の内容

- 1 戦災をこうむれる財産及び諸機関の实际的復旧。
- 2 保健衛生の向上。
- 3 自治社会の早急なる確立。
- 4 健全なる経済政策の樹立。
- 5 本部の特殊事情と環境に適し、しかも右記諸目的の早急なる達成に役立つ教育制度の確立。
- 6 民主警察の確立と法律の改正。
- 7 健全なる金融制度の確立。

- 8 出版自由の限界。
9 信教自由の限界。
などである。

機構改編の概略

- 一九四八年（昭和二十三）
四月 与論に警察署新設（署長・林道春）
十一月 中央企業免許局設置
一九四九年（昭和二十四）
三月 通信部工務課は有線工務局と無線工務局に改編
改称
四月 大島高等学校設置（三部に改編、校長・泉有平）
六月 庁内機構改革、一局十部三十七課に改編
九月 労務課新設
十月 一九四八年一月、指令第六号により、琉球列島
米穀生産土地開拓庁大島連絡所を、中之島および
伊仙に設置
十二月 軍政府指令第六号により、琉球農林省が設置
され、全琉の食糧・農業・水産資材等の保管取り
扱い配給ならびに農業・水産・林業の諸計画の樹

日常生活に施行されていたものを、本土なみに改訂しようというのがねらいであった。幸い要求はききいれられ、一九四七年六月軍政府指令第二十一号をもって認可された。

委員会は、委員二十六名をもって構成され、そのうち知事任命の委員五名、各市町村からの選出委員が二十一名であり、沖永良部からは、和泊町長東伸一氏・知名町長藤村前吉氏選出任命されている。

日本の旧法のうち、人民を圧迫している悪法の撤廃、ならびに必要と認められる法の復活に関する進言をなすことにあり、それも行政法・刑法等という面に専念するよう軍政官から要望があった。このようにその範囲は限定され、立法機関ではあるが、新しい法律をつくることのできない一種の奇形児的存在であった。したがって郡民の中には、郡議会設置の一日も早らんことを切望する声が増強として起こった。

設置以来満四年会を重ねて、一九五〇年十月、群島議会誕生とともに、発展的解消をした。

立・実行管理は、すべて琉球農林省に権限を移管した。

一九五〇年（昭和二十五）

- 四月 琉球郵政庁設置により、政庁管下のすべての郵政機関は琉球郵政庁に移管。
琉球農林省大島支部設置。
琉球列島米穀生産土地開拓庁大島連絡所は、農地課に吸収。林務係は、琉球農林省林野庁大島支庁営林所・徳之島営林所となる。
七月 庁内の機構改革、八部二局三十一課三所。
九月 奄美群島公選知事立候補のため、中江知事・笠井副知事両氏とも現職を辞任、行政法務部長吉田嘉氏が臨時知事に任ぜられた。
十一月 臨時北部南西諸島政庁解消、奄美群島政府誕生す。

四 法制改訂委員会

法制改訂委員会は、二・二宣言によって奄美群島が日本本土から分離され、戦前の法令がそのまま放置されて